

開成町立学校における携帯電話の取扱い等に係る基本方針

開成町教育委員会

平成21年6月24日

子どもたちの携帯電話やインターネットの利用が急速に拡大する中、学校現場で携帯電話やインターネット等をめぐる様々な問題が発生している。

ついては、開成町教育委員会においては、携帯電話が学校における教育活動に直接必要のないものであり、子どもたちが授業に専念する環境をつくるため、次のように開成町立学校における携帯電話の取扱い等に係る基本方針を定める。

1 学校における携帯電話の取扱いについて

- (1) 開成町教育委員会は、開成町立学校への子どもたちによる携帯電話の持込みを禁止します。
- (2) 学校は、開成町立学校における携帯電話の取扱い等に係る基本方針を踏まえ、子どもたちによる学校への携帯電話の持込み禁止を徹底します。
- (3) 学校は、学校への携帯電話の持込み禁止について、子どもたち及び保護者の理解が十分得られるように配慮し、保護者への周知徹底を図ります。

2 学校における情報モラル教育の推進について

- (1) 学校は子どもたちの発達の段階に応じた指導計画を作成するなど、例えば、ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動、知的財産権などの情報に関する権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動、トラブルに遭遇したときの主体的な解決方法について考えさせる学習活動、基礎的な情報セキュリティ対策について考えさせる学習活動などを通じて、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- (2) 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない」という立場から、従来のいじめの問題への取組に加えて、「ネット上のいじめ」等に関する指導を充実させます。また、日常の子どもたちのサインを見逃さず、未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- (3) 学校は、「ネット上のいじめ」やいわゆる学校裏サイト等の実態の把握に努めます。
- (4) 学校は、子どもたちの発達の段階に応じて、ルールやマナーについて主体的に考えさせます。

3 家庭や地域社会に対する働きかけの徹底について

開成町教育委員会は、子どもたちの携帯電話の利用の拡大に伴い、「ネット上のいじめ」や違法・有害情報などを通じて子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険性が極めて高くなっていることから、子どもたちに携帯電話を持たせないことが望ましいと考えています。

ただし、必要性がありやむを得ず子どもたちに携帯電話を持たせる場合は、フィルタリング機能は必ず利用すること、保護者が携帯電話が持つ危険性について十分に理解すること、家庭における情報モラル教育や携帯電話等の使用方法や使用時間などに関する家庭内のルールづくりなどについて取り組むことが必要です。また、携帯電話ではなく直接向き合ったり話し合ったりするなど家庭におけるコミュニケーションを今まで以上に大切にしていけることが求められます。

開成町教育委員会では、保護者や地域社会に対してこれらのことを積極的に啓発していきます。